

上越市公の施設の再配置計画

平成 23 年 10 月

上 越 市

1 公の施設の再配置の目的

平成 17 年の市町村合併により上越市の公の施設は約 1,000 を数えるまで増加しましたが、合併前の市町村ではそれぞれの範囲内で各種施設を一通り整備していたことから、旧市町村の境界がなくなり現在の一つの市の中で見ると、同じような施設がいくつも存在する状況となっています。

その結果、同じような施設の中で利用状況に大きな差が生じており、利用者がわずかな施設もあります。また、多くの施設において建設から相当年数が経過し老朽化が進んでいることや、施設使用料収入を大きく上回る維持管理経費がかかっていることも公の施設の全般的な課題です。

合併に当たり新しい上越市の建設を総合的かつ効果的に推進することを目的とし、平成 16 年 7 月に策定した「新市建設計画」には、「施設の設置目的を踏まえ、地域の特性や地域間バランス、さらには財政状況等を考慮するとともに、既存の施設の有効活用・相互利用を総合的に勘案し、適正な配置による整備を進める」と明記されており、公の施設の見直しについてはこの考え方を踏まえて取組を進めています。

平成 20 年 3 月には「公の施設の統廃合計画」を策定し、主に費用対効果及び老朽化の観点から基準を設定し、基準に該当した 115 施設を統廃合対象として検討を進め、そのうち 25 施設を廃止施設と決定し、順次手続を行いながら当該施設の廃止を実施してきているところです。

今回の「公の施設の再配置計画」は「公の施設の統廃合計画」を引き継ぐ取組であり、市民生活に不可欠な施設を除き、まず行政が担うより民間施設として管理運営する方が市民サービスの向上や効率性が高まると考えられる施設等を民間譲渡した上で、それ以外の施設について同じ種類の施設同士（施設カテゴリー）で一定の評価基準に基づき評価を行い、原則として評価の低い施設を廃止することでカテゴリー内の施設、ひいては公の施設全体の適正な配置を目指すものです。

2 再配置計画の概要

(1) 計画期間

平成 24 年度～平成 26 年度

譲渡対象施設及び再配置対象施設については、それぞれ譲渡先や関係地域協議会及び地域との合意形成を図った上で計画期間内に譲渡や廃止を行うことを目指します。なお、再配置の実施は計画期間内ですできるだけ前倒しできるように努めることとします。

(2) 施設カテゴリー

65 カテゴリー

991 ある公の施設を同じ種類で括るため、例えば「体育館」、「生涯学習センター」、「地区集会施設」など 65 の施設カテゴリーを設定しました。ただし、施設によって規模や設備はそれぞれ異なり複合的機能を有する場合もあることから、厳密に同じ施設という意味合いではなく緩やかな括りとしてカテゴリーを設定しています。

なお、海洋フィッシングセンターなど市内に 1～2 施設しか存在せずカテゴリーとして括ることができない施設等については「その他」として分類しています。

(3) 再配置検討の全体像

再配置評価

➢現状維持・譲渡検討以外の施設カテゴリー

それぞれの施設カテゴリーごとに評価項目に基づき評価を行う。

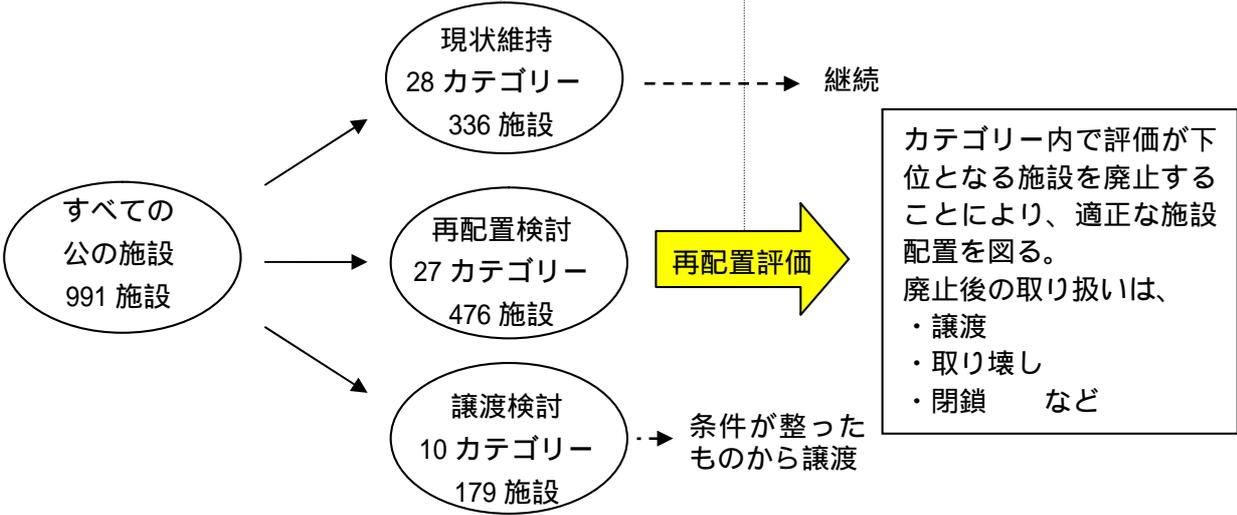
【評価項目】

- 安全・安心 ... 災害時などにおいて利用者の安全・安心を確保できるか
- 市民ニーズ ... 利用実績や利用動向から見て市民ニーズに合致しているか
- 機能集約 ... 近くに同じような施設があり集約が可能ではないか
- 収支・コスト ... 公の施設とはいえ維持管理経費が過大ではないか

現状維持

➢市民生活に不可欠であって現状維持とすべき施設カテゴリー

- ・廃棄物処理施設
- ・農業集落排水処理施設
- ・医療機関
- ・母子生活支援施設
- ・児童養護施設 など



譲渡検討

➢行政が担うより民間施設として管理運営する方が市民サービスの向上や効率性が高まると考えられる施設カテゴリー

- ・デイサービスセンター など

➢町内会館的施設カテゴリー

- ・地区集会施設 など

3 譲渡検討について

(1) 基本的な考え方

公の施設のうち、民間事業者の事業実施状況等から行政が担うより民間施設として管理運営する方が市民サービスの向上や効率性が高まると考えられる施設カテゴリー及び町内会館的な施設カテゴリーに属する施設等については、それぞれ民間事業者及び町内会等への譲渡を進めることとし、個々の施設の評価は行いません。

譲渡に当たっては基本的に有償譲渡を基本としますが、譲渡先の公共性の高さや施設の設置目的等により無償譲渡とする場合もあり得ることとします。

行政が担うより民間施設として管理運営する方が市民サービスの向上や効率性が高まると考えられる施設カテゴリー

- ・ デイサービスセンター（19 施設）
- ・ 在宅複合型支援施設（8 施設）
- ・ 特別養護老人ホーム（1 施設）
- ・ 地域福祉拠点施設（3 施設）

町内会館的施設カテゴリー

- ・ 地区集会施設（59 施設）
- ・ 交流施設（6 施設）
- ・ こどもの家（37 施設）

以外で譲渡検討とする施設カテゴリー

- ・ 無料駐車場（41 施設）
- ・ 有料駐車場（3 施設）
- ・ 冬期集落維持管理施設（2 施設）

(2) 譲渡対象施設

上記の施設カテゴリーに属する施設は基本的に譲渡対象施設とし、今後、民間事業者及び町内会等との合意形成を図った上で公の施設を「廃止」し、譲渡を進めることとします。

4 再配置評価について

(1) 基本的な考え方

現状維持及び譲渡対象以外の施設カテゴリーについては、施設の全般的な課題・問題点から導き出した評価基準に基づきそれぞれの施設カテゴリー内で個々の施設の評価を行い、原則として評価が下位となる施設を廃止することにより適正な施設配置を目指します。

なお、評価が下位となる施設であっても管理形態や休館日・利用時間等の見直し、あるいは施設の用途変更等により課題の改善が可能と考えられる場合は、施設を廃止することなく当該見直しを行うこととします。

再配置対象施設カテゴリー

- ・日帰り温浴施設（10施設）
- ・宿泊温浴施設（9施設）
- ・交流宿泊施設（8施設）
- ・観光施設（9施設）
- ・飲食施設（4施設）
- ・農林水産業振興施設（9施設）
- ・キャンプ場（8施設）
- ・高齢者交流施設（7施設）
- ・介護予防拠点施設（7施設）
- ・屋内ゲートボール場（8施設）
- ・屋外ゲートボール場（5施設）
- ・体育館（24施設）
- ・野球場・ソフトボール場（9施設）
- ・テニスコート（12施設）
- ・プール（5施設）
- ・多目的広場・グラウンド（15施設）
- ・中規模公園（12施設）
- ・貸館施設（16施設）
- ・生涯学習センター（13施設）
- ・学習施設（14施設）
- ・文化歴史関係施設（12施設）

再配置評価基準とは別に検討を行う施設カテゴリー等

（所管部局を中心に独自に方針を検討しているもの）

- ・小学校（54施設）
- ・中学校（22施設）
- ・幼稚園（2施設）
- ・保育園（50施設）
- ・公民館（79施設）
- ・市営住宅（30施設）

ファミリーヘルプ保育園を含む。

（施設数が少なくカテゴリー内評価ができないもの等）

- ・その他（23施設） … 海洋フィッシングセンター 等

(2) 再配置評価基準

ア 公の施設の全般的な課題・問題点

老朽化が進んでいる、あるいは耐震強度を満たしていないなど災害発生時等において利用者の安全・安心を十分に確保することが困難な施設がある。

設備等が充実している新しい民間施設ができた、既に施設として陳腐化してしまった等の理由により、利用者が極端に少ない、あるいは年々利用者が減少傾向にあるなど、市民ニーズに合わなくなってきていると考えられる施設がある。

近距離に複数の施設が隣接していても同じ種類の施設である、あるいは種類は違うが一方の施設の機能を他方の施設で代替できるなど、機能を集約し施設数を減らすことができると考えられる施設がある。

公の施設とはいえ使用料等収入を大きく上回る維持管理経費がかかっている、あるいは利用者一人当たりの維持管理経費が過大であるなど、収支・コストの面で問題のある施設がある。

イ 評価項目の設定

アの課題・問題点を踏まえ、次の4つの評価項目を設定します。

安全・安心	市民ニーズ	機能集約	収支・コスト
-------	-------	------	--------

ウ 評価基準及び配点の設定

4つの評価項目に基づき9つの評価基準及び配点を設定します。

評価基準及び配点については基本的に全ての再配置対象施設カテゴリーに共通ですが、配点を2倍にする評価基準（重要配点評価基準）の設定、隣接状況の範囲設定（同一区内・5km圏内）等については、それぞれの施設カテゴリーの状況等に応じて個別に設定します。また、施設カテゴリーの性質から該当するものがない評価基準等については配点を0とし、当該評価基準による評価は行わないこととします。

評価基準及び配点基本パターン

評価項目	評価基準	評価基準の考え方		配点
安全・安心	老朽化程度	建設からの経過年数		1点から10点までの10段階
	耐震強度	耐震基準の適否	基準を満たしている	10点
			基準を満たしていない	0点
市民ニーズ	利用実績	H20からH22年度3か年平均の利用者数		1点から10点までの10段階
	利用動向	H20からH22年度3か年の利用者数推移	H22 > H21 > H20	10点
			H22 > H21 H21 < H20	6点
			H22 < H21 H21 > H20	4点
			H22 < H21 < H20	1点
機能集約	隣接状況	同じカテゴリー施設の隣接状況	同一区内等に 同じカテゴリー施設なし	10点
			同一区内等に 同じカテゴリー施設あり	0点
	代替施設	他カテゴリーの施設の機能代替	代替施設なし	10点
			代替施設あり	0点
収支・コスト	施設収支	H20からH22年度3か年平均の使用料等収入/維持管理経費の割合		1点から10点までの10段階
	公費負担	H20からH22年度3か年平均の利用者1人当たり公費負担額		1点から10点までの10段階
	大規模修繕等	H26年度までの大規模修繕等によるコスト増加要因		1点から10点までの10段階

施設カテゴリーごとの評価結果については次ページ以降を参照。

5 施設カテゴリーごとの評価結果

< 日帰り温浴施設 (10 施設)・宿泊温浴施設 (9 施設) >

(1) 評価基準及び配点

日帰り温浴施設及び宿泊温浴施設については利用状況の違いを除けば施設としての課題や問題点はほぼ同じと考えられるため共通の評価基準及び配点によりそれぞれ評価することとします。

ただし、宿泊温浴施設は施設数が9施設であるため段階評価の点数は、

配点10点の場合 ... 1点・2点・3点・4点・6点・7点・8点・9点・10点

配点20点の場合 ... 2点・4点・6点・8点・12点・14点・16点・18点・20点 の9段階とします。

評価基準	配点	説明
老朽化程度	10	施設建設からの経過年数により1点から10点までの10段階で評価する。 (年数が長いほど点数が低い)
耐震強度	10	基準を満たしている場合 = 10点 基準を満たしていない場合 = 0点
利用実績	10	H20～H22年度の3か年平均の利用者数により1点から10点までの10段階で評価する。
利用動向	10	H20～H22年度の利用者数の推移が H22 > H21 > H20 の場合 = 10点 " H22 > H21 で H21 < H20 の場合 = 6点 " H22 < H21 で H21 > H20 の場合 = 4点 " H22 < H21 < H20 の場合 = 1点
隣接状況	10	同一区内又は5km圏内に温浴施設(民間施設含む)が他にない場合 = 10点 同一区内又は5km圏内に温浴施設(民間施設含む)がある場合 = 0点
代替施設	10	同一区内又は5km圏内に代替施設が他にない場合 = 10点 同一区内又は5km圏内に代替施設がある場合 = 0点
施設収支	20	H20～H22年度の3か年平均の施設に係る収入額/支出額の割合により2点から20点までの10段階で評価する。(割合が低いほど点数が低い) 温浴施設はポンプ、ボイラーなど高額な設備投資を必要とすることから重要配点評価基準とする。
公費負担	20	H20～H22年度の3か年平均の利用者1人当たりの施設に係る支出額により2点から20点までの10段階で評価する。(公費負担が大きいほど点数が低い) 民間施設と競合していることから重要配点評価基準とする。
大規模修繕等	10	H24～26年度までの大規模修繕等の見込額の合計により1点から10点までの10段階で評価する。(見込額が大きいほど点数が低い)
計	110	

(2) 再配置対象施設

上記の評価基準及び配点により日帰り温浴施設10施設・宿泊温浴施設9施設をそれぞれ評価した結果は次ページの表のとおりです。

評価の下位の施設から基本的に再配置対象施設とし、今後、関係の地域協議会及び地域との合意形成を図った上で公の施設としては「廃止」し、その後の取扱いをそれぞれ決定していくこととします。

なお、評価の結果にかかわらず、民間等へ譲渡が可能な施設については、譲渡を進めることとします。

日帰り温浴施設・宿泊温浴施設 再配置評価一覧表

日帰り温浴施設

施設名	区名	老朽化程度	耐震強度	利用実績	利用動向	隣接状況		代替施設		施設収支【重】	公費負担【重】	大規模修繕等	配点合計110
		配点10	配点10	配点10	配点10	配点10		配点10		配点20	配点20	配点10	
		評価点	評価点	評価点	評価点	評価点	区内又は5km圏内の日帰り温浴施設	評価点	代替施設	評価点	評価点	評価点	評価点合計
ゆきだるま温泉雪の湯	安塚区	4	10	9	1	0	安塚ほのぼの荘	10	なし	20	20	2	76
吉川ゆったり郷	吉川区	9	10	8	6	0	大湯健康スポーツプラザ 鶴の浜人魚館 他	0	吉川スカイピア遊ランド	18	18	6	75
大湯健康スポーツプラザ 鶴の浜人魚館	大湯区	8	10	10	1	0	吉川ゆったり郷 他	0	柿崎マリンホテルハマナス	16	16	4	65
上越リゾートセンターくるみ家族園	北諏訪区	2	10	7	4	0	民間施設	10	なし	14	14	3	64
市民いこいの家	直江津区	6	10	6	4	0	民間施設	10	なし	6	10	7	59
中郷ひばり荘	中郷区	1	0	3	10	10	なし	10	なし	10	8	1	53
柿崎ハマナスふれあいセンター	柿崎区	3	10	5	1	0	吉川ゆったり郷 他	0	柿崎マリンホテルハマナス	12	12	8	51
ろばた館	名立区	7	10	2	1	10	なし	0	うみてらす名立	4	6	10	50
浦川原霧ヶ岳温泉ゆあみ	浦川原区	5	10	4	1	10	なし	0	大島あさひ荘	8	2	5	45
安塚ほのぼの荘	安塚区	10	0	1	1	0	ゆきだるま温泉雪の湯	10	なし	2	4	9	37

宿泊温浴施設

施設名	区名	老朽化程度	耐震強度	利用実績	利用動向	隣接状況		代替施設		施設収支【重】	公費負担【重】	大規模修繕等	配点合計110
		配点10	配点10	配点10	配点10	配点10		配点10		配点20	配点20	配点10	
		評価点	評価点	評価点	評価点	評価点	区内又は5km圏内の宿泊温浴施設	評価点	代替施設	評価点	評価点	評価点	評価点合計
うみてらす名立	名立区	10	10	10	4	10	なし	10	なし	16	20	3	93
板倉保養センター	板倉区	8	10	7	10	10	なし	10	なし	14	16	1	86
三和ネイチャーリングホテル米本陣	三和区	6	10	6	4	10	なし	10	なし	20	14	2	82
柿崎マリンホテルハマナス	柿崎区	7	10	3	1	10	なし	10	なし	18	12	8	79
くわどり湯ったり村	谷浜・桑取区	9	10	8	1	10	なし	10	なし	6	8	6	68
大島あさひ荘	大島区	1	0	9	1	10	なし	10	なし	8	18	7	64
牧湯の里深山荘	牧区	2	10	2	1	10	なし	10	なし	12	6	9	62
吉川スカイピア遊ランド	吉川区	3	10	1	10	10	なし	10	なし	2	2	10	58
清里農村体験宿泊休憩施設	清里区	4	10	4	6	10	なし	10	なし	4	4	4	56

＜交流宿泊施設（8施設）＞

(1) 評価基準及び配点

施設数が8施設であるため段階評価の点数は、

配点10点の場合 ... 1点・2点・4点・5点・6点・7点・9点・10点 の8段階とします。

評価基準	配点	説明
老朽化程度	10	施設建設からの経過年数により1点から10点までの8段階で評価する。 (年数が長いほど点数が低い)
耐震強度	10	基準を満たしている場合 = 10点 基準を満たしていない場合 = 0点
利用実績	10	H20～H22年度の3か年平均の利用者数により1点から10点までの8段階で評価する。
利用動向	10	H20～H22年度の利用者数の推移が H22 > H21 > H20 の場合 = 10点 " H22 > H21 で H21 < H20 の場合 = 6点 " H22 < H21 で H21 > H20 の場合 = 4点 " H22 < H21 < H20 の場合 = 1点
隣接状況	10	同一区内に交流宿泊施設が他にない場合 = 10点 同一区内に交流宿泊施設がある場合 = 0点
代替施設	0	評価せず。
施設収支	10	H20～H22年度の3か年平均の施設に係る収入額/支出額の割合により1点から10点までの8段階で評価する。(割合が低いほど点数が低い) 料金設定のない施設については評価を5点とする。
公費負担	10	H20～H22年度の3か年平均の利用者1人当たりの施設に係る支出額により1点から10点までの8段階で評価する。(公費負担が大きいほど点数が低い)
大規模修繕等	10	H24～26年度までの大規模修繕等の見込額の合計により1点から10点までの8段階で評価する。(見込額が大きいほど点数が低い)
計	80	

(2) 再配置対象施設

上記の評価基準及び配点により交流宿泊施設8施設を評価した結果は次ページの表のとおりです。

評価の下位の施設から基本的に再配置対象施設とし、今後、関係の地域協議会及び地域との合意形成を図った上で公の施設としては「廃止」し、その後の取扱いをそれぞれ決定していくこととします。

交流宿泊施設 再配置評価一覧表

施設名	区名	老朽化程度	耐震強度	利用実績	利用動向	隣接状況		代替施設	施設収支	公費負担	大規模修繕等	配点合計
		配点10	配点10	配点10	配点10	配点10		配点0	配点10	配点10	配点10	80
		評価点	評価点	評価点	評価点	評価点	区内の交流宿泊施設	評価点	評価点	評価点	評価点	評価点合計
大島庄屋の家	大島区	7	10	9	6	10	なし	0	10	7	10	69
上越市地球環境学校中/ 俣宿泊施設	金谷区	5	10	1	10	10	なし	0	5	1	10	52
六夜山荘	安塚区	10	10	2	4	0	田舎屋 他	0	9	4	10	49
月影の郷	浦川原区	4	0	7	10	10	なし	0	7	9	1	48
牧ふるさと村自然と憩の森	牧区	7	10	10	1	0	川上笑学館	0	1	10	2	41
川上笑学館	牧区	9	10	5	1	0	牧ふるさと村自然と憩の森	0	2	5	5	37
菱の里	安塚区	2	10	6	4	0	六夜山荘 他	0	5	2	6	35
田舎屋	安塚区	1	10	4	1	0	六夜山荘 他	0	4	6	4	30

大規模修繕等については8施設中3施設が修繕等見込みなしで同点(10点)となったことから8段階の点数に偏りが出たものである。

< 観光施設（9施設） >

(1) 評価基準及び配点

施設数が9施設であるため段階評価の点数は、

配点10点の場合 ... 1点・2点・3点・4点・6点・7点・8点・9点・10点

配点20点の場合 ... 2点・4点・6点・8点・12点・14点・16点・18点・20点 の9段階とします。

評価基準	配点	説明
老朽化程度	10	施設建設からの経過年数により1点から10点までの9段階で評価する。 (年数が長いほど点数が低い)
耐震強度	10	基準を満たしている場合 = 10点 基準を満たしていない場合 = 0点
利用実績	20	H20～H22年度の3か年平均の利用者数により2点から20点までの9段階で評価する。 観光施設という性格上、入込者数の多寡が重要であることから重要配点評価基準とする。
利用動向	10	H20～H22年度の利用者数の推移が H22 > H21 > H20 の場合 = 10点 " H22 > H21 で H21 < H20 の場合 = 6点 " H22 < H21 で H21 > H20 の場合 = 4点 " H22 < H21 < H20 の場合 = 1点
隣接状況	0	評価せず。
代替施設	0	評価せず。
施設収支	10	H20～H22年度の3か年平均の施設に係る収入額/支出額の割合により1点から10点までの9段階で評価する。(割合が低いほど点数が低い)
公費負担	10	H20～H22年度の3か年平均の利用者1人当たりの施設に係る支出額により1点から10点までの9段階で評価する。(公費負担が大きいほど点数が低い)
大規模修繕等	10	H24～26年度までの大規模修繕等の見込額の合計により1点から10点までの9段階で評価する。(見込額が大きいほど点数が低い)
計	80	

(2) 再配置対象施設

上記の評価基準及び配点により観光施設9施設を評価した結果は次ページの表のとおりです。

評価の下位の施設から基本的に再配置対象施設とし、今後、関係の地域協議会及び地域との合意形成を図った上で公の施設としては「廃止」し、その後の取扱いをそれぞれ決定していくこととします。

観光施設 再配置評価一覧表

施設名	区名	老朽化程度	耐震強度	利用実績 [重]	利用動向	隣接状況	代替施設	施設収支	公費負担	大規模 修繕等	配点 合計 80
		配点10	配点10	配点20	配点10	配点0	配点0	配点10	配点10	配点10	
		評価点	評価点	評価点	評価点	評価点	評価点	評価点	評価点	評価点	評価点 合計
上越観光物産センター	新道区	3	10	20	4	0	0	9	9	8	63
道の駅よしかわ杜氏の郷	吉川区	8	10	16	4	0	0	1	10	7	56
五智歴史の里会館	直江津区	10	10	12	4	0	0	4	7	3	50
キュービットパレイスキー場	安塚区	2	10	18	4	0	0	10	4	1	49
糸しんの里記念館	板倉区	9	10	8	6	0	0	8	2	6	49
牧ふれあい体験交流施設	牧区	7	10	6	1	0	0	2	6	9	41
吉川物産館	吉川区	6	10	2	4	0	0	6	3	10	41
光ヶ高原観光総合施設	板倉区	1	10	14	4	0	0	3	7	2	41
三和米と酒の謎蔵	三和区	4	10	4	4	0	0	7	1	4	34

＜ 飲食施設（4 施設） ＞

(1) 評価基準及び配点

施設数が4施設であるため段階評価の点数は、

配点10点の場合 ... 1点・4点・7点・10点

配点20点の場合 ... 2点・8点・14点・20点 の4段階とします。

評価基準	配点	説明
老朽化程度	10	施設建設からの経過年数により1点から10点までの4段階で評価する。 (年数が長いほど点数が低い)
耐震強度	10	基準を満たしている場合 = 10点 基準を満たしていない場合 = 0点
利用実績	10	H20～H22年度の3か年平均の利用者数により1点から10点までの4段階で評価する。
利用動向	10	H20～H22年度の利用者数の推移が H22 > H21 > H20 の場合 = 10点 " H22 > H21 で H21 < H20 の場合 = 6点 " H22 < H21 で H21 > H20 の場合 = 4点 " H22 < H21 < H20 の場合 = 1点
隣接状況	0	評価せず。
代替施設	0	評価せず。
施設収支	10	H20～H22年度の3か年平均の施設に係る収入額 / 支出額の割合により1点から10点までの4段階で評価する。(割合が低いほど点数が低い)
公費負担	20	H20～H22年度の3か年平均の利用者1人当たりの施設に係る支出額により2点から20点までの4段階で評価する。(公費負担が大きいほど点数が低い) 民間施設と競合していることから重要配点評価基準とする。
大規模修繕等	10	H24～26年度までの大規模修繕等の見込額の合計により1点から10点までの4段階で評価する。(見込額が大きいほど点数が低い)
計	80	

(2) 再配置対象施設

上記の評価基準及び配点により飲食施設4施設を評価した結果は次ページの表のとおりです。

評価の下位の施設から基本的に再配置対象施設とし、今後、関係の地域協議会及び地域との合意形成を図った上で公の施設としては「廃止」し、その後の取扱いをそれぞれ決定していくこととします。

なお、評価の結果にかかわらず、民間等へ譲渡が可能な施設については、譲渡を進めることとします。

飲食施設 再配置評価一覧表

施設名	区名	老朽化程度	耐震強度	利用実績	利用動向	隣接状況	代替施設	施設収支	公費負担 (重)	大規模 修繕等	配点 合計 80
		配点10	配点10	配点10	配点10	配点0	配点0	配点10	配点20	配点10	
		評価点	評価点	評価点	評価点	評価点	評価点	評価点	評価点	評価点	評価点 合計
樽田そば処	安塚区	10	10	7	1	0	0	10	20	10	68
ヨーデル金谷	金谷区	7	10	10	1	0	0	4	14	10	56
板倉そば打ち体験交流施設 いたくら亭	板倉区	1	10	4	6	0	0	7	8	1	37
三和味の謎蔵	三和区	4	10	1	1	0	0	1	2	4	23

大規模修繕等については4施設中2施設が修繕等見込みなしで同点(10点)となったことから4段階の点数に偏りが出たものである。

< 農林水産業振興施設（9施設） >

(1) 評価基準及び配点

施設数が9施設であるため段階評価の点数は、

配点10点の場合 ... 1点・2点・3点・4点・6点・7点・8点・9点・10点 の9段階とします。

評価基準	配点	説明
老朽化程度	10	施設建設からの経過年数により1点から10点までの9段階で評価する。 (年数が長いほど点数が低い)
耐震強度	10	基準を満たしている場合 = 10点 基準を満たしていない場合 = 0点
利用実績	10	H20～H22年度の3か年平均の利用者数により1点から10点までの9段階で評価する。
利用動向	10	H20～H22年度の利用者数の推移が H22 > H21 > H20 の場合 = 10点 " H22 > H21 で H21 < H20 の場合 = 6点 " H22 < H21 で H21 > H20 の場合 = 4点 " H22 < H21 < H20 の場合 = 1点
隣接状況	0	評価せず。
代替施設	0	評価せず。
施設収支	10	H20～H22年度の3か年平均の施設に係る収入額/支出額の割合により1点から10点までの9段階で評価する。(割合が低いほど点数が低い) 料金設定のない施設の評価は5点とする。
公費負担	10	H20～H22年度の3か年平均の利用者1人当たりの施設に係る支出額により1点から10点までの9段階で評価する。(公費負担が大きいほど点数が低い) 利用実績がない場合は施設に係る支出額でそのまま評価する。
大規模修繕等	10	H24～26年度までの大規模修繕等の見込額の合計により1点から10点までの9段階で評価する。(見込額が大きいほど点数が低い)
計	70	

(2) 再配置対象施設

上記の評価基準及び配点により農林水産業振興施設9施設を評価した結果は次ページの表のとおりです。

評価の下位の施設から基本的に再配置対象施設とし、今後、関係の地域協議会及び地域との合意形成を図った上で公の施設としては「廃止」し、その後の取扱いをそれぞれ決定していくこととします。

農林水産業振興施設 再配置評価一覧表

施設名	区名	老朽化程度	耐震強度	利用実績	利用動向	隣接状況	代替施設	施設収支	公費負担	大規模修繕等	配点合計 70
		配点10	配点10	配点10	配点10	配点0	配点0	配点10	配点10	配点10	
		評価点	評価点	評価点	評価点	評価点	評価点	評価点	評価点	評価点	評価点合計
雪だるま物産館	安塚区	6	10	10	1	0	0	10	10	10	57
大島青空市場	大島区	2	10	9	4	0	0	5	9	10	49
くびき食彩工房	頸城区	10	10	3	10	0	0	1	3	10	47
大島農業実習交流センター	大島区	4	10	6	4	0	0	5	7	10	46
正善寺工房	金谷区	7	10	7	1	0	0	9	6	1	41
上中山農産物等加工センター	柿崎区	9	10	2	1	0	0	8	1	10	41
板倉ふれあい市場	板倉区	3	10	8	6	0	0	2	8	2	39
玄僧ふるさと村	頸城区	8	10	1	1	0	0	5	2	10	37
柿崎農業構造改善センター	柿崎区	1	10	4	4	0	0	3	4	10	36

大規模修繕等については9施設中7施設が修繕等見込みなしで同点(10点)となったことから10段階の点数に偏りが出たものである。

＜キャンプ場（8施設）＞

(1) 評価基準及び配点

施設数が8施設であるため段階評価の点数は、

配点10点の場合 ... 1点・2点・4点・5点・6点・7点・9点・10点 の8段階とします。

評価基準	配点	説明
老朽化程度	10	施設建設からの経過年数により1点から10点までの8段階で評価する。 (年数が長いほど点数が低い)
耐震強度	0	評価せず。
利用実績	10	H20～H22年度の3か年平均の利用者数により1点から10点までの8段階で評価する。
利用動向	10	H20～H22年度の利用者数の推移が H22 > H21 > H20 の場合 = 10点 " H22 > H21 で H21 < H20 の場合 = 6点 " H22 < H21 で H21 > H20 の場合 = 4点 " H22 < H21 < H20 の場合 = 1点
隣接状況	10	同一区内又は10km圏内にキャンプ場が他にない場合 = 10点 同一区内又は10km圏内にキャンプ場がある場合 = 0点
代替施設	0	評価せず。
施設収支	10	H20～H22年度の3か年平均の施設に係る収入額/支出額の割合により1点から10点までの8段階で評価する。(割合が低いほど点数が低い)
公費負担	10	H20～H22年度の3か年平均の利用者1人当たりの施設に係る支出額により1点から10点までの8段階で評価する。(公費負担が大きいほど点数が低い)
大規模修繕等	10	H24～26年度までの大規模修繕等の見込額の合計により1点から10点までの8段階で評価する。(見込額が大きいほど点数が低い)
計	70	

(2) 再配置対象施設

上記の評価基準及び配点によりキャンプ場8施設を評価した結果は次ページの表のとおりです。

評価の下位の施設から基本的に再配置対象施設とし、今後、関係の地域協議会及び地域との合意形成を図った上で公の施設としては「廃止」し、その後の取扱いをそれぞれ決定していくこととします。

キャンプ場 再配置評価一覧表

施設名	区名	老朽化程度	耐震強度	利用実績	利用動向	隣接状況		代替施設	施設収支	公費負担	大規模修繕等	配点合計 70
		配点10	配点0	配点10	配点10	配点10		配点0	配点10	配点10	配点10	評価点 合計
		評価点	評価点	評価点	評価点	評価点	区内又は10km圏内の キャンプ場	評価点	評価点	評価点	評価点	
上越市南葉高原キャンプ場	金谷区	2	0	10	6	10	なし	0	6	10	4	48
ふすべ山森林施設	牧区	10	0	2	10	10	なし	0	5	4	7	48
大潟野外活動施設	大潟区	4	0	9	10	10	なし	0	1	9	2	45
菖蒲高原緑地休養広場	大島区	7	0	7	6	0	あさひの里田麦ぶなの森園	0	9	5	10	44
菱ヶ岳グリーンパーク	安塚区	5	0	4	6	0	菖蒲高原緑地休養広場	0	10	2	10	37
吉川緑地等利用施設	吉川区	1	0	6	1	10	なし	0	7	7	1	33
あさひの里田麦ぶなの森園	大島区	9	0	5	4	0	菖蒲高原緑地休養広場	0	2	6	5	31
柿崎大出口公園	柿崎区	6	0	1	1	10	なし	0	4	1	6	29

大規模修繕等については8施設中2施設が修繕等見込みなしで同点(10点)となったことから8段階の点数に偏りが出たものである。

< 高齢者交流施設（7施設） >

(1) 評価基準及び配点

施設数が7施設であるため段階評価の点数は、

配点10点の場合 ... 1点・3点・4点・6点・7点・8点・10点 の7段階とします。

評価基準	配点	説明
老朽化程度	10	施設建設からの経過年数により1点から10点までの7段階で評価する。 (年数が長いほど点数が低い)
耐震強度	10	基準を満たしている場合 = 10点 基準を満たしていない場合 = 0点
利用実績	10	H20～H22年度の3か年平均の利用者数により1点から10点までの7段階で評価する。
利用動向	10	H20～H22年度の利用者数の推移が H22 > H21 > H20 の場合 = 10点 " H22 > H21 で H21 < H20 の場合 = 6点 " H22 < H21 で H21 > H20 の場合 = 4点 " H22 < H21 < H20 の場合 = 1点
隣接状況	0	評価せず。
代替施設	10	同一区内に代替施設が他にない場合 = 10点 同一区内に代替施設がある場合 = 0点
施設収支	0	カテゴリー内の施設の多くが料金設定のない施設であることから評価せず。
公費負担	10	H20～H22年度の3か年平均の利用者1人当たりの施設に係る支出額により1点から10点までの7段階で評価する。(公費負担が大きいほど点数が低い)
大規模修繕等	10	H24～26年度までの大規模修繕等の見込額の合計により1点から10点までの7段階で評価する。(見込額が大きいほど点数が低い)
計	70	

(2) 再配置対象施設

上記の評価基準及び配点により高齢者交流施設7施設を評価した結果は次ページの表のとおりです。

評価の下位の施設から基本的に再配置対象施設とし、今後、関係の地域協議会及び地域との合意形成を図った上で公の施設としては「廃止」し、その後の取扱いをそれぞれ決定していくこととします。

高齢者交流施設 再配置評価一覧表

施設名	区名	老朽化程度	耐震強度	利用実績	利用動向	隣接状況	代替施設		施設収支	公費負担	大規模修繕等	配点合計 70
		配点10	配点10	配点10	配点10	配点0	配点10		配点0	配点10	配点10	
		評価点	評価点	評価点	評価点	評価点	評価点	代替施設	評価点	評価点	評価点	評価点 合計
直江津ふれあい館	直江津区	10	10	4	10	0	10	なし	0	7	10	61
南寿園	高田区	8	10	3	6	0	10	なし	0	6	10	53
高田西趣味の家	金谷区	7	10	7	6	0	10	なし	0	4	6	50
春日山趣味の家	春日区	6	0	10	4	0	10	なし	0	3	3	36
磯野園	高田区	1	0	6	6	0	10	なし	0	8	4	35
本町ふれあい館	高田区	3	0	8	1	0	10	なし	0	10	1	33
山海荘	名立区	4	0	1	10	0	0	名立総合文化施設(仮称)	0	1	10	26

大規模修繕等については7施設中3施設が修繕等見込みなしで同点(10点)となったことから7段階の点数に偏りが出たものである。

名立総合文化施設(仮称)についてはH20年の「公の施設の統廃合計画」において山海荘の代替施設とする方向で整理されている。

< 介護予防拠点施設（7施設） >

(1) 評価基準及び配点

施設数が7施設であるため段階評価の点数は、

配点10点の場合 ... 1点・3点・4点・6点・7点・8点・10点 の7段階とします。

評価基準	配点	説明
老朽化程度	10	施設建設からの経過年数により1点から10点までの7段階で評価する。 (年数が長いほど点数が低い)
耐震強度	10	基準を満たしている場合 = 10点 基準を満たしていない場合 = 0点
利用実績	10	H20～H22年度の3か年平均の利用者数により1点から10点までの7段階で評価する。
利用動向	10	H20～H22年度の利用者数の推移が H22 > H21 > H20 の場合 = 10点 " H22 > H21 で H21 < H20 の場合 = 6点 " H22 < H21 で H21 > H20 の場合 = 4点 " H22 < H21 < H20 の場合 = 1点
隣接状況	0	評価せず。
代替施設	0	評価せず。
施設収支	10	H20～H22年度の3か年平均の施設に係る収入額/支出額の割合により1点から10点までの7段階で評価する。(割合が低いほど点数が低い)
公費負担	10	H20～H22年度の3か年平均の利用者1人当たりの施設に係る支出額により1点から10点までの7段階で評価する。(公費負担が大きいほど点数が低い)
大規模修繕等	10	H24～26年度までの大規模修繕等の見込額の合計により1点から10点までの7段階で評価する。(見込額が大きいほど点数が低い)
計	70	

(2) 再配置対象施設

上記の評価基準及び配点により介護予防拠点施設7施設を評価した結果は次ページの表のとおりです。

評価の下位の施設から基本的に再配置対象施設とし、今後、関係の地域協議会及び地域との合意形成を図った上で公の施設としては「廃止」し、その後の取扱いをそれぞれ決定していくこととします。

介護予防拠点施設 再配置評価一覧表

施設名	区名	老朽化程度	耐震強度	利用実績	利用動向	隣接状況	代替施設	施設収支	公費負担	大規模修繕等	配点合計 70
		配点10	配点10	配点10	配点10	配点0	配点0	配点10	配点10	配点10	
		評価点	評価点	評価点	評価点	評価点	評価点	評価点	評価点	評価点	評価点合計
福寿荘	吉川区	10	10	4	10	0	0	4	7	10	55
中郷いきいきサロン	中郷区	7	10	8	1	0	0	10	8	10	54
板倉のびやかハウス	板倉区	6	10	6	6	0	0	6	10	10	54
大潟老人福祉センター	大潟区	4	10	10	6	0	0	3	6	10	49
くびきふれあいセンター	頸城区	8	10	3	4	0	0	8	1	10	44
清里開発総合センター	清里区	1	10	7	1	0	0	7	3	1	30
大潟ふれあいセンター	大潟区	3	0	1	4	0	0	1	4	3	16

大規模修繕等については7施設中5施設が修繕等見込みなしで同点(10点)となったことから7段階の点数に偏りが出たものである。

< 屋内ゲートボール場（8施設） >

(1) 評価基準及び配点

施設数が8施設であるため段階評価の点数は、

配点10点の場合 ... 1点・2点・4点・5点・6点・7点・9点・10点 の8段階とします。

評価基準	配点	説明
老朽化程度	10	施設建設からの経過年数により1点から10点までの8段階で評価する。 (年数が長いほど点数が低い)
耐震強度	10	基準を満たしている場合 = 10点 基準を満たしていない場合 = 0点
利用実績	10	H20～H22年度の3か年平均の利用者数により1点から10点までの8段階で評価する。
利用動向	10	H20～H22年度の利用者数の推移が H22 > H21 > H20 の場合 = 10点 " H22 > H21 で H21 < H20 の場合 = 6点 " H22 < H21 で H21 > H20 の場合 = 4点 " H22 < H21 < H20 の場合 = 1点
隣接状況	0	評価せず。
代替施設	0	評価せず。
施設収支	10	H20～H22年度の3か年平均の施設に係る収入額/支出額の割合により1点から10点までの8段階で評価する。(割合が低いほど点数が低い)
公費負担	10	H20～H22年度の3か年平均の利用者1人当たりの施設に係る支出額により1点から10点までの8段階で評価する。(公費負担が大きいほど点数が低い)
大規模修繕等	10	H24～26年度までの大規模修繕等の見込額の合計により1点から10点までの8段階で評価する。(見込額が大きいほど点数が低い)
計	70	

(2) 再配置対象施設

上記の評価基準及び配点により屋内ゲートボール場8施設を評価した結果は次ページの表のとおりです。

評価の下位の施設から基本的に再配置対象施設とし、今後、関係の地域協議会及び地域との合意形成を図った上で公の施設としては「廃止」し、その後の取扱いをそれぞれ決定していくこととします。

屋内ゲートボール場 再配置評価一覧表

施設名	区名	老朽化程度	耐震強度	利用実績	利用動向	隣接状況	代替施設	施設収支	公費負担	大規模修繕等	配点合計
		配点10	配点10	配点10	配点10	配点0	配点0	配点10	配点10	配点10	70
		評価点	評価点	評価点	評価点	評価点	評価点	評価点	評価点	評価点	評価点合計
高田東ゲートボールハウス	津有区	6	10	9	4	0	0	9	9	10	57
中部ゲートボールハウス	新道区	4	10	10	1	0	0	10	10	10	55
高田西ゲートボールハウス	金谷区	5	10	6	1	0	0	7	6	10	45
上越市板倉ふれあいゲートボール場	板倉区	1	10	2	10	0	0	5	7	10	45
三和ふれあいホール	三和区	10	10	5	1	0	0	4	4	10	44
直江津ゲートボールハウス	有田区	2	10	7	6	0	0	6	5	1	37
大潟コミュニティスポーツハウス	大潟区	7	10	4	1	0	0	2	2	10	36
浦川原谷ゲートボールハウス	浦川原区	9	10	1	1	0	0	1	1	10	33

大規模修繕等については8施設中7施設が修繕等見込みなしで同点(10点)となったことから10段階の点数に偏りが出たものである。

< 屋外ゲートボール場（5施設） >

(1) 評価基準及び配点

施設数が5施設であるため段階評価の点数は、

配点10点の場合 ... 1点・4点・6点・8点・10点 の5段階とします。

評価基準	配点	説明
老朽化程度	0	評価せず。
耐震強度	0	評価せず。
利用実績	10	H20～H22年度の3か年平均の利用者数により1点から10点までの5段階で評価する。
利用動向	10	H20～H22年度の利用者数の推移が H22 > H21 > H20 の場合 = 10点 " H22 > H21 で H21 < H20 の場合 = 6点 " H22 < H21 で H21 > H20 の場合 = 4点 " H22 < H21 < H20 の場合 = 1点
隣接状況	10	同一区内に屋外ゲートボール場が他にない場合 = 10点 同一区内に屋外ゲートボール場がある場合 = 0点
代替施設	10	同一区内に代替施設が他にない場合 = 10点 同一区内に代替施設がある場合 = 0点
施設収支	0	評価せず。
公費負担	10	H20～H22年度の3か年平均の利用者1人当たりの施設に係る支出額により1点から10点までの5段階で評価する。(公費負担が大きいほど点数が低い)
大規模修繕等	10	H24～26年度までの大規模修繕等の見込額の合計により1点から10点までの5段階で評価する。(見込額が大きいほど点数が低い)
計	60	

(2) 再配置対象施設

上記の評価基準及び配点により屋外ゲートボール場5施設を評価した結果は次ページの表のとおりです。

評価の下位の施設から基本的に再配置対象施設とし、今後、関係の地域協議会及び地域との合意形成を図った上で公の施設としては「廃止」し、その後の取扱いをそれぞれ決定していくこととします。

屋外ゲートボール場 再配置評価一覧表

施設名	区名	老朽化程度	耐震強度	利用実績	利用動向	隣接状況		代替施設		施設収支	公費負担	大規模修繕等	配点合計
		配点0	配点0	配点10	配点10	配点10		配点10		配点0	配点10	配点10	60
		評価点	評価点	評価点	評価点	評価点	区内の屋外ゲートボール場	評価点	代替施設	評価点	評価点	評価点	評価点合計
上越市柿崎ゲートボール場	柿崎区	0	0	10	4	0	上越市柿崎上直海ゲートボール場 他	10	なし	0	8	10	42
上越市柿崎上直海ゲートボール場	柿崎区	0	0	8	1	0	上越市柿崎ゲートボール場 他	10	なし	0	10	10	39
上越市柿崎三ツ屋浜ゲートボール場	柿崎区	0	0	4	6	0	上越市柿崎ゲートボール場 他	10	なし	0	6	10	36
上越市柿崎黒川ゲートボール場	柿崎区	0	0	1	4	0	上越市柿崎ゲートボール場 他	10	なし	0	1	10	26
牧ゲートボール場	牧区	0	0	6	1	10	なし	0	牧深山荘ゲートボール場	0	4	1	22

大規模修繕等については5施設中4施設が修繕等見込みなしで同点(10点)となったことから10段階の点数に偏りが出たものである。

< 体育館 (24 施設) >

(1) 評価基準及び配点

評価基準	配点	説明
老朽化程度	10	施設建設からの経過年数により 1 点から 10 点までの 10 段階で評価する。 (年数が長いほど点数が低い)
耐震強度	10	基準を満たしている場合 = 10 点 基準を満たしていない場合 = 0 点
利用実績	10	H20～H22 年度の 3 か年平均の利用者数により 1 点から 10 点までの 10 段階で評価する。
利用動向	10	H20～H22 年度の利用者数の推移が H22 > H21 > H20 の場合 = 10 点 " H22 > H21 で H21 < H20 の場合 = 6 点 " H22 < H21 で H21 > H20 の場合 = 4 点 " H22 < H21 < H20 の場合 = 1 点 利用実績がない場合の評価は 1 点とする。
隣接状況	10	同一区内又は 5km 圏内に体育館が他にない場合 = 10 点 同一区内又は 5km 圏内に体育館がある場合 = 0 点
代替施設	10	同一区内又は 5km 圏内に代替施設が他にない場合 = 10 点 同一区内又は 5km 圏内に代替施設がある場合 = 0 点 学校体育館については一般利用時間が限定されるため代替施設とはしない。
施設収支	10	H20～H22 年度の 3 か年平均の施設に係る収入額 / 支出額の割合により 1 点から 10 点までの 10 段階で評価する。(割合が低いほど点数が低い)
公費負担	10	H20～H22 年度の 3 か年平均の利用者 1 人当たりの施設に係る支出額により 1 点から 10 点までの 10 段階で評価する。(公費負担が大きいほど点数が低い) 利用実績がない場合は施設に係る支出額でそのまま評価する。
大規模修繕等	10	H24～26 年度までの大規模修繕等の見込額の合計により 1 点から 10 点までの 10 段階で評価する。(見込額が大きいほど点数が低い)
計	90	

(2) 再配置対象施設

上記の評価基準及び配点により体育館 24 施設を評価した結果は次ページの表のとおりです。

評価の下位の施設から基本的に再配置対象施設とし、今後、関係の地域協議会及び地域との合意形成を図った上で公の施設としては「廃止」し、その後の取扱いをそれぞれ決定していくこととします。

体育館 再配置評価一覧表

施設名	区名	老朽化程度	耐震強度	利用実績	利用動向	隣接状況		代替施設		施設収支	公費負担	大規模修繕等	配点合計
		配点10	配点10	配点10	配点10	配点10		配点10		配点10	配点10	配点10	90
		評価点	評価点	評価点	評価点	評価点	区内又は5km圏内の体育館	評価点	代替施設	評価点	評価点	評価点	評価点合計
上越市高田スポーツセンター	高田区	8	10	9	10	10	なし	10	なし	9	9	10	85
上越市大潟体操アリーナ	大潟区	10	10	7	6	10	なし	10	なし	8	6	10	77
上越市吉川体育館	吉川区	6	10	5	6	10	なし	10	なし	8	9	10	74
上越市清里スポーツセンター	清里区	9	10	8	1	10	なし	10	なし	7	7	3	65
板倉農業者トレーニングセンター	板倉区	5	10	4	6	0	板倉北部スポーツセンター	10	なし	9	10	10	64
上越市三和体育館	三和区	7	10	8	6	0	上越市三和西部スポーツハウス他	10	なし	6	7	10	64
上越市三和西部スポーツハウス	三和区	8	10	3	10	0	上越市三和体育館他	10	なし	6	5	10	62
上越市柿崎体育館	柿崎区	4	10	5	1	0	上越市柿崎総合体育館他	10	なし	10	10	10	60
上越市安塚B&G海洋センター	安塚区	7	10	4	4	10	なし	10	なし	2	2	10	59
大島多目的ホール	大島区	9	10	4	6	10	なし	10	なし	4	2	2	57
上越市中郷総合体育館	中郷区	7	10	6	1	10	なし	10	なし	5	4	4	57
上越市柿崎総合体育館	柿崎区	10	10	10	4	0	上越市柿崎体育館他	10	なし	7	4	1	56
上越市三和スポーツセンター	三和区	5	10	3	6	0	上越市三和体育館他	10	なし	5	7	10	56
上越市総合体育館	春日区	4	10	10	1	0	上越市勤労身体障害者体育館	0	リージョンプラザ上越他	10	8	10	53
上越市浦川原体育館	浦川原区	6	10	7	1	10	なし	10	なし	2	3	4	53
上越市厚生北会館	直江津区	1	0	9	4	0	上越市武道場	10	なし	9	9	10	52
板倉北部スポーツセンター	板倉区	9	10	2	6	0	板倉農業者トレーニングセンター	10	なし	4	5	2	48
上越市大潟体育センター	大潟区	3	10	7	4	10	なし	0	ユートピアびき	4	4	2	44
上越市牧体育館	牧区	4	0	6	4	0	上越市牧第2体育館	10	なし	3	6	1	34
上越市柿崎上中山体育館	柿崎区	2	0	2	4	0	上越市柿崎総合体育館他	10	なし	3	2	10	33
上越市勤労身体障害者体育館	春日区	4	0	9	1	0	上越市総合体育館	0	リージョンプラザ上越他	7	8	3	32
上越市牧第2体育館	牧区	2	0	1	4	0	上越市牧体育館	10	なし	1	1	10	29
上越市柿崎下牧多目的センター	柿崎区	1	0	2	1	0	上越市柿崎総合体育館他	10	なし	2	3	10	29
上越市武道場	直江津区	2	0	1	1	0	上越市厚生北会館	10	なし	1	1	10	26

大規模修繕等については24施設中15施設が修繕等見込みなしで同点(10点)となったことから10段階の点数に偏りが出たものである。

< 野球場・ソフトボール場（9施設） >

(1) 評価基準及び配点

施設数が9施設であるため段階評価の点数は、

配点10点の場合 ... 1点・2点・3点・4点・6点・7点・8点・9点・10点 の9段階とします。

評価基準	配点	説明
老朽化程度	0	評価せず。
耐震強度	0	評価せず。
利用実績	10	H20～H22年度の3か年平均の利用者数により1点から10点までの9段階で評価する。
利用動向	10	H20～H22年度の利用者数の推移が H22 > H21 > H20 の場合 = 10点 " H22 > H21 で H21 < H20 の場合 = 6点 " H22 < H21 で H21 > H20 の場合 = 4点 " H22 < H21 < H20 の場合 = 1点
隣接状況	0	評価せず。
代替施設	10	同一区内又は5km圏内に代替施設が他にない場合 = 10点 同一区内又は5km圏内に代替施設がある場合 = 0点
施設収支	10	H20～H22年度の3か年平均の施設に係る収入額/支出額の割合により1点から10点までの9段階で評価する。(割合が低いほど点数が低い)
公費負担	10	H20～H22年度の3か年平均の利用者1人当たりの施設に係る支出額により1点から10点までの9段階で評価する。(公費負担が大きいほど点数が低い) 利用実績がない場合は施設に係る支出額でそのまま評価する。
大規模修繕等	10	H24～26年度までの大規模修繕等の見込額の合計により1点から10点までの9段階で評価する。(見込額が大きいほど点数が低い)
計	60	

(2) 再配置対象施設

上記の評価基準及び配点により野球場・ソフトボール場9施設を評価した結果は次ページの表のとおりです。

評価の下位の施設から基本的に再配置対象施設とし、今後、関係の地域協議会及び地域との合意形成を図った上で公の施設としては「廃止」し、その後の取扱いをそれぞれ決定していくこととします。

野球場・ソフトボール場 再配置評価一覧表

施設名	区名	老朽化程度	耐震強度	利用実績	利用動向	隣接状況	代替施設		施設収支	公費負担	大規模修繕等	配点合計 60
		配点0	配点0	配点10	配点10	配点0	配点10		配点10	配点10	配点10	
		評価点	評価点	評価点	評価点	評価点	評価点	代替施設	評価点	評価点	評価点	評価点 合計
上越市少年野球場	新道区	0	0	10	10	0	10	なし	7	10	10	57
上越市藤野野球場	新道区	0	0	7	6	0	10	なし	10	8	10	51
スポーツ公園(野球場)	有田区	0	0	9	6	0	10	なし	8	9	1	43
柿崎総合運動公園(野球場)	柿崎区	0	0	4	10	0	10	なし	9	6	2	41
高田公園(ソフトボール場)	高田区	0	0	8	1	0	10	なし	6	4	10	39
上越びょうぶ谷野球場	直江津区	0	0	6	6	0	10	なし	3	2	10	37
上越市吉川野球場	吉川区	0	0	3	6	0	10	なし	2	3	10	34
上越市頸城明治野球場	頸城区	0	0	2	10	0	0	ユートピアくびき	4	7	10	33
上越市保倉野球場	保倉区	0	0	1	1	0	10	なし	1	1	10	24

大規模修繕等については9施設中7施設が修繕等見込みなしで同点(10点)となったことから10段階の点数に偏りが出たものである。

< テニスコート (12 施設) >

(1) 評価基準及び配点

評価基準	配点	説明
老朽化程度	0	評価せず。
耐震強度	0	評価せず。
利用実績	10	H20～H22年度の3か年平均の利用者数により1点から10点までの10段階で評価する。
利用動向	10	H20～H22年度の利用者数の推移が H22 > H21 > H20 の場合 = 10 点 " H22 > H21 で H21 < H20 の場合 = 6 点 " H22 < H21 で H21 > H20 の場合 = 4 点 " H22 < H21 < H20 の場合 = 1 点
隣接状況	10	同一区内又は5km圏内にテニスコートが他にない場合 = 10 点 同一区内又は5km圏内にテニスコートがある場合 = 0 点
代替施設	10	同一区内又は5km圏内に代替施設が他にない場合 = 10 点 同一区内又は5km圏内に代替施設がある場合 = 0 点
施設収支	10	H20～H22年度の3か年平均の施設に係る収入額/支出額の割合により1点から10点までの10段階で評価する。(割合が低いほど点数が低い)
公費負担	10	H20～H22年度の3か年平均の利用者1人当たりの施設に係る支出額により1点から10点までの10段階で評価する。(公費負担が大きいほど点数が低い)
大規模修繕等	10	H24～26年度までの大規模修繕等の見込額の合計により1点から10点までの10段階で評価する。(見込額が大きいほど点数が低い)
計	70	

(2) 再配置対象施設

上記の評価基準及び配点によりテニスコート12施設を評価した結果は次ページの表のとおりです。

評価の下位の施設から基本的に再配置対象施設とし、今後、関係の地域協議会及び地域との合意形成を図った上で公の施設としては「廃止」し、その後の取扱いをそれぞれ決定していくこととします。

テニスコート 再配置評価一覧表

施設名	区名	老朽化程度	耐震強度	利用実績	利用動向	隣接状況		代替施設		施設収支	公費負担	大規模修繕等	配点合計
		配点0	配点0	配点10	配点10	配点10		配点10		配点10	配点10	配点10	70
		評価点	評価点	評価点	評価点	評価点	区内又は5km圏内のテニスコート	評価点	代替施設	評価点	評価点	評価点	評価点合計
上越市吉川テニスコート	吉川区	0	0	5	1	10	なし	10	なし	10	9	10	55
スポーツ公園(庭球場)	有田区	0	0	8	1	10	なし	10	なし	9	5	10	53
高田公園(庭球場)	高田区	0	0	9	6	0	総合運動公園テニスコート他	10	なし	8	8	10	51
上越市ひなさき運動広場	名立区	0	0	3	6	10	なし	10	なし	2	6	10	47
上越市柿崎第一庭球コート	柿崎区	0	0	8	6	10	なし	10	なし	7	4	1	46
総合運動公園テニスコート	津有区	0	0	10	4	0	高田公園(庭球場)他	10	なし	8	7	3	42
海浜公園庭球場	直江津区	0	0	6	1	0	上越市庭球コート	10	なし	6	8	10	41
上越市板倉庭球コート	板倉区	0	0	7	1	0	上越市板倉北部運動公園テニスコート	10	なし	3	10	10	41
上越市庭球コート	直江津区	0	0	4	4	0	海浜公園庭球場	10	なし	1	3	10	32
上越市三和西部テニスコート	三和区	0	0	2	4	0	総合運動公園テニスコート	10	なし	4	2	10	32
上越市頸城明治テニスコート	頸城区	0	0	1	10	10	なし	0	コートピアくびき	3	1	3	28
上越市板倉北部運動公園テニスコート	板倉区	0	0	3	1	0	上越市板倉庭球コート	10	なし	5	3	2	24

大規模修繕等については12施設中8施設が修繕等見込みなしで同点(10点)となったことから10段階の点数に偏りが出たものである。

＜プール（5施設）＞

(1) 評価基準及び配点

施設数が5施設であるため段階評価の点数は、

配点10点の場合 ... 1点・4点・6点・8点・10点 の5段階とします。

評価基準	配点	説明
老朽化程度	10	施設建設からの経過年数により1点から10点までの5段階で評価する。 (年数が長いほど点数が低い)
耐震強度	0	評価せず。
利用実績	10	H20～H22年度の3か年平均の利用者数により1点から10点までの5段階で評価する。
利用動向	10	H20～H22年度の利用者数の推移が H22 > H21 > H20 の場合 = 10点 " H22 > H21 で H21 < H20 の場合 = 6点 " H22 < H21 で H21 > H20 の場合 = 4点 " H22 < H21 < H20 の場合 = 1点
隣接状況	0	評価せず。
代替施設	10	同一区内又は5km圏内に代替施設が他にない場合 = 10点 同一区内又は5km圏内に代替施設がある場合 = 0点
施設収支	10	H20～H22年度の3か年平均の施設に係る収入額/支出額の割合により1点から10点までの5段階で評価する。(割合が低いほど点数が低い)
公費負担	10	H20～H22年度の3か年平均の利用者1人当たりの施設に係る支出額により1点から10点までの5段階で評価する。(公費負担が大きいほど点数が低い)
大規模修繕等	10	H24～26年度までの大規模修繕等の見込額の合計により1点から10点までの5段階で評価する。(見込額が大きいほど点数が低い)
計	70	

(2) 再配置対象施設

上記の評価基準及び配点によりプール5施設を評価した結果は次ページの表のとおりです。

評価の下位の施設から基本的に再配置対象施設とし、今後、関係の地域協議会及び地域との合意形成を図った上で公の施設としては「廃止」し、その後の取扱いをそれぞれ決定していくこととします。

プール 再配置評価一覧表

施設名	区名	老朽化程度	耐震強度	利用実績	利用動向	隣接状況	代替施設		施設収支	公費負担	大規模修繕等	配点合計 70
		配点10	配点0	配点10	配点10	配点0	配点10		配点10	配点10	配点10	
		評価点	評価点	評価点	評価点	評価点	評価点	代替施設	評価点	評価点	評価点	評価点 合計
上越市柿崎屋内水泳プール	柿崎区	10	0	8	6	0	10	なし	8	4	6	52
上越市牧プール	牧区	4	0	6	6	0	10	なし	6	8	10	50
上越市浦川原プール	浦川原区	1	0	4	6	0	10	なし	4	6	10	41
上越市立オールシーズンプール	春日区	6	0	10	1	0	0	リージョンプラザ上越	10	10	4	41
上越市板倉洗心プール	板倉区	8	0	1	1	0	10	なし	1	1	1	23

大規模修繕等については5施設中2施設が修繕等見込みなしで同点(10点)となったことから5段階の点数に偏りが出たものである。

< 多目的広場・グラウンド（15 施設） >

(1) 評価基準及び配点

評価基準	配点	説明
老朽化程度	0	評価せず。
耐震強度	0	評価せず。
利用実績	10	H20～H22年度の3か年平均の利用者数により1点から10点までの10段階で評価する。
利用動向	10	H20～H22年度の利用者数の推移が H22 > H21 > H20 の場合 = 10 点 " H22 > H21 で H21 < H20 の場合 = 6 点 " H22 < H21 で H21 > H20 の場合 = 4 点 " H22 < H21 < H20 の場合 = 1 点
隣接状況	10	同一区内に多目的広場・グラウンドが他にない場合 = 10 点 同一区内に多目的広場・グラウンドがある場合 = 0 点
代替施設	0	評価せず。
施設収支	10	H20～H22年度の3か年平均の施設に係る収入額/支出額の割合により1点から10点までの10段階で評価する。(割合が低いほど点数が低い) 料金設定のない施設については評価を5点とする。
公費負担	10	H20～H22年度の3か年平均の利用者1人当たりの施設に係る支出額により1点から10点までの10段階で評価する。(公費負担が大きいほど点数が低い)
大規模修繕等	10	H24～26年度までの大規模修繕等の見込額の合計により1点から10点までの10段階で評価する。(見込額が大きいほど点数が低い)
計	60	

(2) 再配置対象施設

上記の評価基準及び配点により多目的広場・グラウンド15施設を評価した結果は次ページの表のとおりです。

評価の下位の施設から基本的に再配置対象施設とし、今後、関係の地域協議会及び地域との合意形成を図った上で公の施設としては「廃止」し、その後の取扱いをそれぞれ決定していくこととします。

多目的広場・グラウンド 再配置評価一覧表

施設名	区名	老朽化程度	耐震強度	利用実績	利用動向	隣接状況		代替施設	施設収支	公費負担	大規模修繕等	配点合計
		配点0	配点0	配点10	配点10	配点10		配点0	配点10	配点10	配点10	60
		評価点	評価点	評価点	評価点	評価点	区内の多目的広場・グラウンド	評価点	評価点	評価点	評価点	評価点合計
上越市高士スポーツ広場	高士区	0	0	9	4	10	なし	0	10	8	10	51
柿崎総合運動公園(グラウンド)	柿崎区	0	0	6	4	10	なし	0	10	9	10	49
上越市清里スポーツ公園	清里区	0	0	8	1	10	なし	0	9	10	10	48
スポーツ公園(多目的運動広場)	有田区	0	0	10	4	10	なし	0	4	8	10	46
上越市安塚和田スポーツ公園	安塚区	0	0	5	4	10	なし	0	8	6	10	43
上越市大潟運動場	大潟区	0	0	4	10	0	上越市大潟運動広場	0	7	10	10	41
上越市三和スポーツ公園	三和区	0	0	4	6	10	なし	0	6	4	10	40
上越市今泉スポーツ広場	和田区	0	0	10	4	10	なし	0	8	5	2	39
上越市中郷総合運動公園	中郷区	0	0	8	1	10	なし	0	6	6	3	34
上越市大潟運動広場	大潟区	0	0	6	10	0	上越市大潟運動場	0	3	3	10	32
上越市板倉運動広場	板倉区	0	0	7	4	10	なし	0	4	4	1	30
上越市浦川原運動広場	浦川原区	0	0	3	1	10	なし	0	2	1	10	27
上越市田野上運動広場	名立区	0	0	2	1	0	上越市名南グラウンド	0	5	7	10	25
上越市牧国民運動場	牧区	0	0	1	6	10	なし	0	2	2	2	23
上越市名南グラウンド	名立区	0	0	2	6	0	上越市田野上運動広場	0	1	2	10	21

大規模修繕等については15施設中11施設が修繕等見込みなしで同点(10点)となったことから10段階の点数に偏りが出たものである。

< 中規模公園（12 施設） >

(1) 評価基準及び配点

評価基準	配点	説明
老朽化程度	0	評価せず。
耐震強度	0	評価せず。
利用実績	10	H20～H22 年度の 3 か年平均の利用者数により 1 点から 10 点までの 10 段階で評価する。 新施設については設置以降の実績で評価する。
利用動向	10	H20～H22 年度の利用者数の推移が H22 > H21 > H20 の場合 = 10 点 " H22 > H21 で H21 < H20 の場合 = 6 点 " H22 < H21 で H21 > H20 の場合 = 4 点 " H22 < H21 < H20 の場合 = 1 点 新施設については評価を 5 点とする。
隣接状況	0	評価せず。
代替施設	0	評価せず。
施設収支	10	H20～H22 年度の 3 か年平均の施設に係る収入額 / 支出額の割合により 1 点から 10 点までの 10 段階で評価する。(割合が低いほど点数が低い) 新施設については設置以降の実績で評価する。 料金設定のない施設については評価を 5 点とする。
公費負担	10	H20～H22 年度の 3 か年平均の利用者 1 人当たりの施設に係る支出額により 1 点から 10 点までの 10 段階で評価する。(公費負担が大きいほど点数が低い) 新施設については設置以降の実績で評価する。
大規模修繕等	10	H24～26 年度までの大規模修繕等の見込額の合計により 1 点から 10 点までの 10 段階で評価する。(見込額が大きいほど点数が低い)
計	50	

(2) 再配置対象施設

上記の評価基準及び配点により中規模公園 11 施設 を評価した結果は次ページの表のとおりです。

評価の下位の施設から基本的に再配置対象施設とし、今後、関係の地域協議会及び地域との合意形成を図った上で公の施設としては「廃止」し、その後の取扱いをそれぞれ決定していくこととします。

海浜公園（直江津区）については都市公園法に基づき設置されている公園であるため評価の対象外としています。

中規模公園 再配置評価一覧表

施設名	区名	老朽化程度	耐震強度	利用実績	利用動向	隣接状況	代替施設	施設収支	公費負担	大規模修繕等	配点合計
		配点0	配点0	配点10	配点10	配点0	配点0	配点10	配点10	配点10	50
		評価点	評価点	評価点	評価点	評価点	評価点	評価点	評価点	評価点	評価点合計
交通公園	直江津区	0	0	10	6	0	0	10	8	3	37
くびきの森公園	頸城区	0	0	6	5	0	0	5	10	10	36
直峰城跡	安塚区	0	0	4	10	0	0	5	6	10	35
たにはま公園	谷浜・鼻取区	0	0	5	5	0	0	5	5	10	30
清里坊ヶ池湖畔公園	清里区	0	0	9	1	0	0	1	9	10	30
棚田動植物公園	安塚区	0	0	3	4	0	0	9	3	10	29
やぶの川辺公園	高田区	0	0	5	5	0	0	1	5	10	26
三の輪台いこいの広場	直江津区	0	0	7	1	0	0	7	7	4	26
シーサイドパーク名立	名立区	0	0	8	4	0	0	8	4	1	25
大島大山広場	大島区	0	0	1	6	0	0	6	1	10	24
浦川原霧ヶ岳公園	浦川原区	0	0	2	1	0	0	3	2	2	10

海浜公園(直江津区)については都市公園法に基づき設置されている公園であるため評価の対象外とした。

大規模修繕等については評価を行った11施設中7施設が修繕等見込みなしで同点(10点)となったことから10段階の点数に偏りが出たものである。

< 貸館施設 (16 施設) >

(1) 評価基準及び配点

評価基準	配点	説明
老朽化程度	10	施設建設からの経過年数により1点から10点までの10段階で評価する。 (年数が長いほど点数が低い)
耐震強度	10	基準を満たしている場合 = 10点 基準を満たしていない場合 = 0点
利用実績	10	H20～H22年度の3か年平均の利用者数により1点から10点までの10段階で評価する。 新設施設については設置以降の実績で評価する。
利用動向	10	H20～H22年度の利用者数の推移が H22 > H21 > H20 の場合 = 10点 " H22 > H21 で H21 < H20 の場合 = 6点 " H22 < H21 で H21 > H20 の場合 = 4点 " H22 < H21 < H20 の場合 = 1点 新設施設については評価を5点とする。
隣接状況	10	同一区内に貸館施設が他にない場合 = 10点 同一区内に貸館施設がある場合 = 0点
代替施設	0	評価せず。
施設収支	10	H20～H22年度の3か年平均の施設に係る収入額/支出額の割合により1点から10点までの10段階で評価する。(割合が低いほど点数が低い) 新設施設については設置以降の実績で評価する。
公費負担	10	H20～H22年度の3か年平均の利用者1人当たりの施設に係る支出額により1点から10点までの10段階で評価する。(公費負担が大きいほど点数が低い) 新設施設については設置以降の実績で評価する。
大規模修繕等	10	H24～26年度までの大規模修繕等の見込額の合計により1点から10点までの10段階で評価する。(見込額が大きいほど点数が低い)
計	80	

(2) 再配置対象施設

上記の評価基準及び配点により貸館施設16施設を評価した結果は次ページの表のとおりです。

評価の下位の施設から基本的に再配置対象施設とし、今後、関係の地域協議会及び地域との合意形成を図った上で公の施設としては「廃止」し、その後の取扱いをそれぞれ決定していくこととします。

貸館施設 再配置評価一覧表

施設名	区名	老朽化程度	耐震強度	利用実績	利用動向	隣接状況		代替施設	施設収支	公費負担	大規模修繕等	配点合計
		配点10	配点10	配点10	配点10	配点10		配点0	配点10	配点10	配点10	80
		評価点	評価点	評価点	評価点	評価点	区内の貸館施設	評価点	評価点	評価点	評価点	評価点合計
春日謙信交流館	春日区	10	10	10	5	10	なし	0	9	10	10	74
八千浦交流館はまぐみ	八千浦区	10	10	9	10	10	なし	0	7	8	10	74
吉川多目的集会場	吉川区	5	10	4	10	10	なし	0	10	10	6	65
上越市ラーバンセンター	和田区	6	10	7	6	10	なし	0	8	9	5	61
上越市雁木通りプラザ	高田区	7	10	10	10	0	町家交流館高田小町他	0	8	6	2	53
町家交流館高田小町	高田区	9	10	8	6	0	上越市雁木通りプラザ他	0	6	8	6	53
上越市レインボーセンター	直江津区	6	10	8	4	10	なし	0	6	7	1	52
上越市ファームセンター	津有区	4	10	6	4	10	なし	0	5	5	3	47
大島就業改善センター	大島区	1	10	3	6	10	なし	0	10	3	4	47
雪のまちみらい館	安塚区	8	10	1	4	10	なし	0	4	1	5	43
柿崎就業改善センター	柿崎区	3	10	2	1	10	なし	0	3	4	10	43
高田駅前コミュニティルーム	高田区	8	10	3	4	0	上越市雁木通りプラザ他	0	1	1	10	37
牧就業改善センター	牧区	1	10	5	4	0	頸中林業振興センター	0	2	3	10	35
頸中林業振興センター	牧区	5	10	1	4	0	牧就業改善センター	0	1	2	10	33
上越市農業研修センター 芙蓉荘	新道区	2	0	5	1	10	なし	0	5	6	3	32
板倉農村環境改善センター	板倉区	3	0	6	4	10	なし	0	3	5	1	32

大規模修繕等については16施設中6施設が修繕等見込みなしで同点(10点)となったことから10段階の点数に偏りが出たものである。

< 生涯学習センター（13 施設） >

(1) 評価基準及び配点

評価基準	配点	説明
老朽化程度	10	施設建設からの経過年数により 1 点から 10 点までの 10 段階で評価する。 (年数が長いほど点数が低い)
耐震強度	10	基準を満たしている場合 = 10 点 基準を満たしていない場合 = 0 点
利用実績	10	H20～H22 年度の 3 か年平均の利用者数により 1 点から 10 点までの 10 段階で評価する。
利用動向	10	H20～H22 年度の利用者数の推移が H22 > H21 > H20 の場合 = 10 点 " H22 > H21 で H21 < H20 の場合 = 6 点 " H22 < H21 で H21 > H20 の場合 = 4 点 " H22 < H21 < H20 の場合 = 1 点
隣接状況	10	同一区内に生涯学習センターがない場合 = 10 点 同一区内に生涯学習センターがある場合 = 0 点
代替施設	10	同一区内に代替施設が他にない場合 = 10 点 同一区内に代替施設がある場合 = 0 点
施設収支	10	H20～H22 年度の 3 か年平均の施設に係る収入額 / 支出額の割合により 1 点から 10 点までの 10 段階で評価する。(割合が低いほど点数が低い)
公費負担	10	H20～H22 年度の 3 か年平均の利用者 1 人当たりの施設に係る支出額により 1 点から 10 点までの 10 段階で評価する。(公費負担が大きいほど点数が低い)
大規模修繕等	10	H24～26 年度までの大規模修繕等の見込額の合計により 1 点から 10 点までの 10 段階で評価する。(見込額が大きいほど点数が低い)
計	90	

(2) 再配置対象施設

上記の評価基準及び配点により生涯学習センター13 施設を評価した結果は次ページの表のとおりです。

評価の下位の施設から基本的に再配置対象施設とし、今後、関係の地域協議会及び地域との合意形成を図った上で公の施設としては「廃止」し、その後の取扱いをそれぞれ決定していくこととします。

生涯学習センター 再配置評価一覧表

施設名	区名	老朽化程度	耐震強度	利用実績	利用動向	隣接状況		代替施設		施設収支	公費負担	大規模修繕等	配点合計
		配点10	配点10	配点10	配点10	配点10		配点10		配点10	配点10	配点10	90
		評価点	評価点	評価点	評価点	評価点	区内の生涯学習センター	評価点	代替施設	評価点	評価点	評価点	評価点合計
片貝地域生涯学習センター	中郷区	10	10	5	4	10	なし	10	なし	6	6	9	70
大島地域生涯学習センター	大島区	3	10	9	6	10	なし	10	なし	8	7	2	65
榑池地域生涯学習センター	清里区	8	10	6	6	10	なし	10	なし	1	2	10	63
名立北地域生涯学習センター	名立区	5	0	10	6	0	下名立地域生涯学習センター 他	10	なし	10	10	8	59
吉川旭地域生涯学習センター	吉川区	9	10	3	4	0	源地域生涯学習センター	10	なし	4	8	9	57
下名立地域生涯学習センター	名立区	2	10	8	1	0	名立北地域生涯学習センター 他	10	なし	9	9	6	55
中川地域生涯学習センター	安塚区	7	0	6	10	0	須川地域生涯学習センター 他	10	なし	5	3	5	46
須川地域生涯学習センター	安塚区	6	0	7	4	0	中川地域生涯学習センター 他	10	なし	7	6	6	46
不動地域生涯学習センター	名立区	2	0	9	4	0	名立北地域生涯学習センター 他	0	名立地区公民館 不動分館	9	9	4	37
伏野地域生涯学習センター	安塚区	4	0	4	4	0	中川地域生涯学習センター 他	10	なし	1	5	7	35
菱里地域生涯学習センター	安塚区	9	0	1	1	0	中川地域生涯学習センター 他	10	なし	1	1	3	26
船倉地域生涯学習センター	安塚区	1	0	2	1	0	中川地域生涯学習センター 他	10	なし	6	2	2	24
源地域生涯学習センター	吉川区	6	0	2	4	0	吉川旭地域生涯学習センター	0	吉川地区公民館 源分館	1	4	1	18

< 学習施設（14 施設） >

(1) 評価基準及び配点

評価基準	配点	説明
老朽化程度	10	施設建設からの経過年数により 1 点から 10 点までの 10 段階で評価する。 (年数が長いほど点数が低い)
耐震強度	10	基準を満たしている場合 = 10 点 基準を満たしていない場合 = 0 点
利用実績	10	H20～H22 年度の 3 か年平均の利用者数により 1 点から 10 点までの 10 段階で評価する。 新施設については設置以降の実績で評価する。
利用動向	10	H20～H22 年度の利用者数の推移が H22 > H21 > H20 の場合 = 10 点 " H22 > H21 で H21 < H20 の場合 = 6 点 " H22 < H21 で H21 > H20 の場合 = 4 点 " H22 < H21 < H20 の場合 = 1 点 新施設については評価点を 5 点とする。
隣接状況	0	評価せず。
代替施設	10	同一区内に代替施設が他にない場合 = 10 点 同一区内に代替施設がある場合 = 0 点
施設収支	10	H20～H22 年度の 3 か年平均の施設に係る収入額 / 支出額の割合により 1 点から 10 点までの 10 段階で評価する。(割合が低いほど点数が低い) 新施設については設置以降の実績で評価する。 料金設定のない施設については評価を 5 点とする。
公費負担	10	H20～H22 年度の 3 か年平均の利用者 1 人当たりの施設に係る支出額により 1 点から 10 点までの 10 段階で評価する。(公費負担が大きいほど点数が低い) 新施設については設置以降の実績で評価する。
大規模修繕等	10	H24～26 年度までの大規模修繕等の見込額の合計により 1 点から 10 点までの 10 段階で評価する。(見込額が大きいほど点数が低い)
計	80	

(2) 再配置対象施設

上記の評価基準及び配点により学習施設 14 施設を評価した結果は次ページの表のとおりです。

評価の下位の施設から基本的に再配置対象施設とし、今後、関係の地域協議会及び地域との合意形成を図った上で公の施設としては「廃止」し、その後の取扱いをそれぞれ決定していくこととします。

学習施設 再配置評価一覧表

施設名	区名	老朽化程度	耐震強度	利用実績	利用動向	隣接状況	代替施設		施設収支	公費負担	大規模修繕等	配点合計
		配点10	配点10	配点10	配点10	配点0	配点10		配点10	配点10	配点10	80
		評価点	評価点	評価点	評価点	評価点	評価点	代替施設	評価点	評価点	評価点	評価点合計
ワークバル上越	有田区	9	10	9	10	0	10	なし	10	9	4	71
直江津学びの交流館	直江津区	8	10	10	5	0	10	なし	7	9	10	69
上越市教育プラザ	有田区	2	10	8	10	0	10	なし	4	4	10	58
上越市白山会館	高田区	7	10	4	10	0	10	なし	1	7	8	57
上越市地球環境学校中/俣学習施設	金谷区	6	10	3	10	0	10	なし	5	3	10	57
大池いこいの森ビジターセンター	頸城区	9	10	6	4	0	10	なし	7	5	5	56
上越市カルチャーセンター	有田区	4	10	7	6	0	10	なし	8	7	3	55
上越清里星のふるさと館	清里区	7	10	5	4	0	10	なし	9	4	2	51
日本自然学習実践センター	頸城区	10	10	2	1	0	10	なし	5	2	7	47
上越セミナーハウス	保倉区	5	10	4	6	0	10	なし	3	1	7	46
上越市女性サポートセンター	高田区	3	0	7	6	0	10	なし	9	8	2	45
上越青少年文化センター	直江津区	2	0	9	1	0	10	なし	2	10	1	35
三和ジュニア創作館	三和区	4	0	1	1	0	10	なし	4	6	6	32
うらがわらマナビィハウス	浦川原区	1	10	2	1	0	0	浦川原地区公民館	2	2	4	22

大規模修繕等については14施設中3施設が修繕等見込みなしで同点(10点)となったことから10段階の点数に偏りが出たものである。

< 文化歴史関係施設（12 施設） >

(1) 評価基準及び配点

評価基準	配点	説明
老朽化程度	10	施設建設からの経過年数により 1 点から 10 点までの 10 段階で評価する。 (年数が長いほど点数が低い)
耐震強度	10	基準を満たしている場合 = 10 点 基準を満たしていない場合 = 0 点
利用実績	10	H20～H22 年度の 3 か年平均の利用者数により 1 点から 10 点までの 10 段階で評価する。 直江津屋台会館については H22 年度から貸館利用開始のため H22 年度の実績で評価する。
利用動向	10	H20～H22 年度の利用者数の推移が H22 > H21 > H20 の場合 = 10 点 " H22 > H21 で H21 < H20 の場合 = 6 点 " H22 < H21 で H21 > H20 の場合 = 4 点 " H22 < H21 < H20 の場合 = 1 点 直江津屋台会館については H22 年度から貸館利用開始のため評価を 5 点とする。
隣接状況	0	評価せず。
代替施設	0	評価せず。
施設収支	10	H20～H22 年度の 3 か年平均の施設に係る収入額 / 支出額の割合により 1 点から 10 点までの 10 段階で評価する。(割合が低いほど点数が低い) 料金設定のない施設については評価を 5 点とする。
公費負担	10	H20～H22 年度の 3 か年平均の利用者 1 人当たりの施設に係る支出額により 1 点から 10 点までの 10 段階で評価する。(公費負担が大きいほど点数が低い) 直江津屋台会館については H22 年度から貸館利用開始のため H22 年度の実績で評価する。
大規模修繕等	10	H24～26 年度までの大規模修繕等の見込額の合計により 1 点から 10 点までの 10 段階で評価する。(見込額が大きいほど点数が低い)
計	70	

(2) 再配置対象施設

上記の評価基準及び配点により文化歴史関係施設 12 施設を評価した結果は次ページの表のとおりです。

評価の下位の施設から基本的に再配置対象施設とし、今後、関係の地域協議会及び地域との合意形成を図った上で公の施設としては「廃止」し、その後の取扱いをそれぞれ決定していくこととします。

文化歴史関係施設 再配置評価一覧表

施設名	区名	老朽化程度	耐震強度	利用実績	利用動向	隣接状況	代替施設	施設収支	公費負担	大規模修繕等	配点合計 70
		配点10	配点10	配点10	配点10	配点0	配点0	配点10	配点10	配点10	
		評価点	評価点	評価点	評価点	評価点	評価点	評価点	評価点	評価点	評価点合計
小川未明文学館	高田区	7	10	9	6	0	0	9	10	5	56
日本スキー発祥記念館	金谷区	6	10	8	10	0	0	8	8	6	56
直江津屋台会館	直江津区	8	10	8	5	0	0	10	5	4	50
浦川原地域文化伝承館	浦川原区	8	10	4	4	0	0	6	8	10	50
上越市埋蔵文化財センター	春日区	10	10	10	4	0	0	1	9	2	46
上越市片貝縄文資料館	中郷区	5	10	6	6	0	0	4	6	7	44
坂口記念館	頸城区	9	10	7	1	0	0	8	3	3	41
増村朴齋記念館	板倉区	3	10	3	1	0	0	5	7	8	37
牧歴史民俗資料館	牧区	3	10	5	4	0	0	3	1	10	36
かやぶき美術館	安塚区	2	0	3	6	0	0	7	4	8	30
清里歴史民俗資料館	清里区	4	10	2	6	0	0	2	3	3	30
板倉郷土館	板倉区	1	0	1	6	0	0	3	2	1	14

大規模修繕等については12施設中2施設が修繕等見込みなしで同点(10点)となったことから10段階の点数に偏りが出たものである。